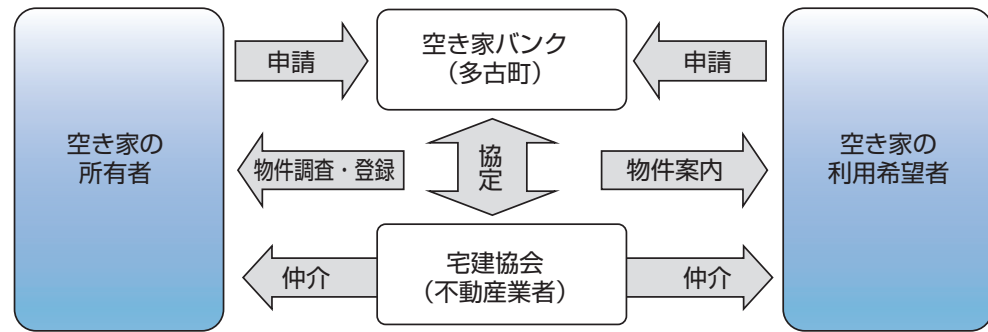


『多古町空き家バンク』を開設します

空き家情報を募集しています。お気軽に情報をお寄せください。

『空き家バンク』とは？

町内の空き家等の有効活用を目的に設立した制度です。まず、空き家等を売りたい・貸したいと考えている所有者の物件情報を町の『空き家バンク』に登録します。公開された空き家等の情報を見て、買いたい・借りたいという利用希望者からの申し込みにより、所有者と利用希望者との橋渡しを町と宅建協会が協力して行います。



危険なブロック塀等の撤去費用を助成します！

ブロック塀等の倒壊から町民の生命と身体を保護、また避難場所への経路を確保し、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指すため、公共的な道路に面した危険なブロック塀等の撤去を行う所有者等に補助金を助成します。※撤去前の申請が必要です。

1. 補助の対象となるブロック塀等

町内にあるコンクリートブロック塀等で、接する道路面からの高さが1.2mを超えており(建築基準法に明らかに違反しているものを除きます)、目視でブロック塀等の傾き、亀裂、破損またはぐらつきが確認できるもの

2. 補助対象となる主な条件

- ①ブロック塀等の撤去に係る経費を所有者等が全額負担すること。また、町税を滞納していないこと
- ②撤去の施工業者が、多古町内に本支店または営業所等のある個人事業者や法人であること
- ③販売または収益を目的として整地または解体工事に伴うブロック等の撤去でないこと

3. 補助金の額(最高10万円)

撤去工事に要した経費の1/3に相当する額(1,000円未満切り捨て)、または、撤去する補助対象ブロック塀等の長さ(1mあたり8,000円)を乗じて得た額のいずれか低い方の額(上限10万円)

中古住宅も住宅取得奨励金の交付対象になりました！

新築住宅のみを対象に交付していた「住宅取得奨励金」について、多古町への移住・定住をさらに促進するため、今年度から中古住宅も対象になりました。

中古住宅に対する住宅取得奨励金

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 基礎額 | 10万円 |
| 若年者支援加算 | 10万円(申請者が39歳以下の場合) |
| 子育て支援加算 | 子1人につき5万円(同居の世帯員に満18歳未満の子があるとき) |

お問合せ●都市計画課都市計画係 ☎ 76-5408

新しい駐在さんをご紹介します



次浦駐在所
まつしたまさしげ
松下将重 巡査長 (31歳)

次浦駐在所勤務になる前は、香取市の本署に勤務しておりました。多古町の住民の皆さまが穏やかで親切に接していただき、非常に居心地の良さを感じています。

目標として、初めは住民の皆さまとの信頼関係を築くことを重要視していきたいと考えています。地域に溶け込みながら、信頼されるように仕事をしていきたいです。

動物の正しい飼い方推進月間のお知らせ

6月は動物の正しい飼い方推進月間です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

- 動物を飼う前に、動物を飼うことのできる環境であるかどうか、家族でよく考えましょう。
- 動物には、飼い主が分かるよう、名札などを付けましょう。
(犬の首輪には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を付けることが法律で義務付けられています)
- 犬の放し飼いは禁止されています。
- 犬や猫に、公の場所や他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。
- 91日齢以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届け出が必要です。
- 災害時に、飼っているすべての動物と同行避難できるよう準備をしましょう。
- 適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。
今年度より多古町犬猫の不妊及び去勢手術補助金が始まりました。詳しくは下記をご確認ください。

一人ひとりの小さな思いやりが、人と動物が仲良く暮らしていく源となるのではないのでしょうか。皆さんのご協力をお願いします。

多古町犬猫の不妊及び去勢手術補助金

町では、平成31年4月1日以後に飼い主が実施する、飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術に対する費用の助成制度を創設しました。

補助額●犬猫1頭(匹)につき5,000円 同一年度内1世帯当たり2頭(匹)まで
申請に必要なもの●印鑑(認印可)、不妊・去勢手術の手術代の領収書(実施年度内申請)
振込先が分かるもの(通帳など)

※飼い犬で登録・狂犬病予防注射済票の交付が済んでいない場合、事前に手続きが必要です。

補助対象者●手術実施時に多古町に居住し、住民登録がある飼い主
世帯全員に町税の滞納がないこと

申請先・お問合せ●生活環境課環境係 ☎ 76-5406

不法投棄監視カメラの設置

本年度より、町内で発生する不法投棄を取り締まるため、監視カメラによる重点監視を実施いたします。

不法投棄が多発する箇所等がある場合には、生活環境課環境係までご相談ください。

※一定期間設置後に取り外します。

お問合せ●生活環境課環境係 ☎ 76-5406